

全教栃木 教育新聞

全栃木教職員組合（全教栃木） 全日本教職員組合（全教）に加盟しています。
〒321-0138 宇都宮市兵庫塚3-10-30 TEL 028-653-0353 FAX 028-653-1579
http://www.zenkyotcg.org E-mail info@zenkyotcg.org

雪崩遭難事故について、 全教栃木は執行委員会見解をまとめました

前号でお知らせしたように、全栃木教職員組合は3月27日の雪崩事故についての執行委員会見解を掲載します。

3月27日に那須町で発生した雪崩事故。この事故で大田原高校山岳部生徒7名と引率した教諭1名の合わせて8名が死亡しただけでなく、他校の生徒や引率教員の多くにみなさんもけがをしました。亡くなられた8名には心からの哀悼の意を表するとともに、遺族のみなさまにはお悔やみを申し上げます。また、けがをした生徒、教職員のみなさんには一日でも早い心身の回復を願っています。

この事故について、全栃木教職員組合執行委員会は、県教育委員会と県高等学校体育連盟に、亡くなられた生徒と教職員に対する謝罪と十分な補償を行うことと、徹底した事故の真相究明を行うことを求めるとともに、再発防止について以下の見解をまとめました。

○ラッセル訓練実施について

ラッセル訓練実施については、スキー場にいた3名の顧問教師で決定し、本部に連絡して了解を得て実施したとされています。3名の顧問教師は長年山岳部を指導してきたベテラン教師だったようですが、登山計画の断念と新たな訓練の実施にあたっては、参加していた全教職員、場合によっては生

徒からも意見を聴取すべきだったと思います。その理由として、参加生徒については、山岳競技は天候等により、登坂ルートの変更や登山そのものを中止、あるいは撤退の判断力も求められる競技であるからです。また、引率教師については、各校の生徒の状況をよく把握していたこと、登山の技量も一様ではなかった以上、率直な意見交換をするべきでした。

○マニュアル軽視

今回の事故のあった現場では、7年前にも雪崩事故があったにもかかわらず、この事故について県教委等には報告されていなかったことが報道されています。今回の雪崩事故についても、ラッセル訓練を行うには計画書の提出が義務づけられているにもかかわらず、提出することなく実施されました。こうしたマニュアル軽視の傾向が放置されてきたこともこの事故の原因と言わざるを得ませんし、過去に優秀な成績を修めた指導者の意見には「盲従」する傾向もあったと考えます。

さらに具体例として、第1及び第3日曜日には活動を行わないという中体連申し合わせ事項についてです。この申し合わせ事項も守られてきませんでした。この問題について、私たちは県教委との交渉で毎年要求してきましたが、県教委からも前向きな回答を得ることは一度もありませんでした。県

教委も行き過ぎた部活動を黙認してきたとも言わざるを得ません。

○顧問の就任に関して

亡くなられた大田原高校の顧問教師は昨年春に採用されました。剣道の経験があり、剣道部の副顧問でした。山岳部の副顧問にもなって今回の訓練の引率者となり、事故に巻き込まれ犠牲となりました。

部活動顧問就任について、未経験の競技でも就かざるを得なかったり、ときには若い教師や臨時採用者に「押しつけられる」ことはよくあることでした。犠牲となった教師は自ら進んで顧問を引き受けたのでしょうか。それとも引き受けざるを得ないような状況の中で顧問に就任したのでしょうか。昨今議論されている部活動問題とも密接にかかわる問題だと思えます。

○亡くなられた教師の責任

今回の事故について、警察も業務上過失致死の疑いで捜査を行っています。しかし最大の責任は、採用された教員に経験を問うこともなく部活動顧問に就任させ、講習会の運営を専門部に丸投げして生徒と教師の安全を軽視した学校と、それを監督する義務を怠った県教委にあることは明らかで

す。今回の事故では、教師の死亡は殉職に当たるはずでありません。間違っても刑事被告人にはなりません。あまりにも短い教員生活でしたが、何よりも生徒を思い、生徒とともに生きた彼の教師としての尊厳を守ることしか、私たちが彼のためにできることはないのです。

○私たちが今行すべきこと

私たちには教職員としての義務と責任があります。子ども達の健康と安全を最優先にすること、子ども達の自主性や自治的な活動を保障すること、子ども達の健全な発達のために学習や家庭生活などとのバランスを確保することです。また得意ではない部活動に所属している子どももいますし、経済的に厳しい家庭の子もいます。そういった子どもへの支援も必要です。さらに部活動に限らず、学校全体がそのような義務と責任を自覚して教育課程を編成していくことも必要です。私たちにはそのような学校を生徒、保護者とともに作っていくことが求められていると考えます。

二度とこのような痛ましい事故が起こることがないように、子ども達や教職員の安全を守るために、今後も教職員組合として現場からの発信を続けていきます。

中体連申し合わせ事項の順守を 佐野市中学校長会が確認

5月1日に開催された佐野市中学校長会。この会で第1・第3日曜日は活動を行わないとしている中体連申し合わせ事項を順守するよう確認しました。

こうした確認をしなければならぬほど、この申し合わせ事項が形骸化していたことの証左ですが、それでも改善に向けてこのような確認を行ったことは評価できます。他の市町もこれに続いてほしいですし、県教委も強く指導すべきです。

教え子を再び戦場に送らない

30人学級を実現させよう 教職員評価の昇給等へのリンク反対 教員免許更新制を廃止させよう パワーハラスメント・長時間過密労働をなくそう

今年度の全栃木教職員組合の栃木県教育委員会交渉交渉事項

来週25日、全栃木教職員組合と県教委の予備交渉が行われます。今年度の交渉で私たちが要求していることは以下のとおりです。

1. 県教育委員会として競争的な教育を行わないこと。悉皆の学力調査は早急に廃止すること。「全国学力調査」を廃止するよう国に求めること。
2. 「共同訪問」は5年に1回とすること。研修についても参加者の自主性を最大限尊重し、自宅研修を勧めること。
3. 教職員評価について
 - (1) 「GEART勧告」を尊重し、廃止も視野に入れた協議を組合と行うこと。賃金リンクは行わないこと。教職員評価によって現場を混乱させないこと。
 - (2) 臨時的任用者に対して実施しないこと。
4. 希望と納得の原則に基づく民主的な人事を推進すること。再任用については、「総務副大臣通知」に基づいたものとし、希望する教職員のすべてに再任用を保障するとともに、勤務校や勤務態様についても希望を尊重すること。
5. 教員採用試験について
 - (1) 雇用対策法付帯決議に基づき、受験年齢を59歳まで引き上げること。
 - (2) 職務遂行力をより評価する採用試験とすること。前年度の一次試験合格者、1年以上の勤務経験のある臨時、非常勤教員に対しては一次試験を免除すること。
 - (3) 適性検査を行わないこと。
 - (4) 採用前研修は行わないこと。
6. 臨時、非常勤教員の待遇改善について
 - (1) 常勤の臨時教員の職名を教諭・養護教諭とし、給与も2級を適用して正規採用教員と同額の賃金を支給すること。
 - (2) 3月31日も任用を継続すること。
 - (3) 異なる県立学校・教育事務所管内で任用が継続される場合も、社会保険加入を継続させること。
 - (4) 非常勤教員の報酬を引き上げること。テスト作成や評価の時間にも報酬を支給すること。
 - (5) 臨時免許取得に関わる経費は、教育委員会が負担すること。

7. 長時間過密労働をなくし、健康で働けるために
 - (1) 教育基本法、労働基準法や給特法を守り長時間過密労働を解消すること。使用者が勤務実態を把握し、勤務時間割り振り変更簿などを作成して週38時間45分勤務を実現すること。休憩時間を確保させること。これらについて、行事の実施計画でも確認すること。
 - (2) 宿泊行事などについては、7時間45分を超える拘束時間に見合った勤務の振替を認めること。
 - (3) 「お盆」期間は学校を閉庁とすること。
 - (4) 部活動指導について、顧問や担当競技について教職員の意向を尊重すること。中体連「申合わせ事項」を順守させるとともに、これを高校でも準用すること。中体連・高体連主催の大会の精選を行うこと。
8. 教職員を増やし、小学校や高等学校でも少人数学級をすすめること。中学・高校で教科教員・図書館司書を適正に

9. 定員割れした場合は再募集を行うこと。特色選抜は廃止を含めて再検討を行うこと。
10. 特別支援学校の教育条件をさらに充実させること。教職員の腰痛対策なども実施すること。
11. 放射性物質の除去を進めて安全な教育環境を確保すること。児童生徒が自ら放射線量を測るなどして、主体的に放射線から健康および生命を守る学習を推進すること。児童生徒に関わる放射線問題について、県教委内に対策を検討、決定できる組織を設けること。
12. すべての学校で実効ある労働安全衛生体制を構築すること。ハラスメントを根絶すること。市町教委に対しても今まで以上に強く働きかけること。法に則った健康診断を行うこと。
13. 宮城県が行っている「特約退職制度」を導入すること。
14. 不当労働行為を行わないこと。行った管理職については使用者である県教委としてその解決にあたること。

教職員の長時間労働注目されています 一方で、働くルールを知らない教職員も…。



画像は4月23日付の『東京新聞』の「学校の教材に役立つ大図解」です。教職員の働き方も学校の教材にされるほど、注目を集めるようになりました。

この特集には、「所定勤務時間を『知らない』が半数以上」という注目すべき記事もあります。休憩時間についても、少なくとも教職員が意識することなく勤務しているのが実態だと思います。

働くルールについて知らないということは、公私の区別がわからないということでもあります。あらためて、すべての職場で休憩時間も含めた働くルールについて、早急に確認すべきです。なお、休憩時間の3分割などは早急に是正すべきです。